

「生物多様性に資する市町村条例の作り方」に関する学習会

★学習会の趣旨

地方の現場で「身近な自然」が理不尽な開発等によって破壊されることを防ぎ、生物多様性の保護・保全を実現していけるような条例の制定を支援するために、今回の学習会を企画しました。

★日時

2018年2月20日（火）15時00分～17時00分

★場所

愛知県弁護士会館4階会議室（名古屋市中区三の丸一丁目4番2号）

地下鉄「丸の内」駅1番出口より徒歩5分・地下鉄「市役所」駅6番出口より徒歩7分

※どなたでも参加でき、入場無料です。ただし事前申込が必要で、定員50名に達し次第締切ります。

★内容

①導入報告（20分）

- ・愛知県弁護士会 公害対策環境保全委員会

愛知県弁護士会におけるこれまでの生物多様性保全に関する取組の内容や、生物多様性保全に関わる現状の問題の実例、及びそのような生物多様性保全に関する問題に対応する条例（ソーラーパネル規制、水源保護条例等）の実例等について、報告を行います。

②レクチャー（60分）

- ・幸田雅治氏（弁護士、日弁連法律サービス展開本部自治体等連携センター条例部会長、神奈川大学法学部教授）

地域の問題解決に向けた条例の有用性や条例の作成の仕方の基本についての解説、及び条例によって生物多様性の保全のためにどこまでの規制ができるかについての実例も踏まえた解説等を行っていただきます。

③質疑応答（30分）

※来場者の方からの、レクチャーの内容に関する質疑応答を受け付けます。

★主催：愛知県弁護士会 ★共催：中部弁護士会連合会

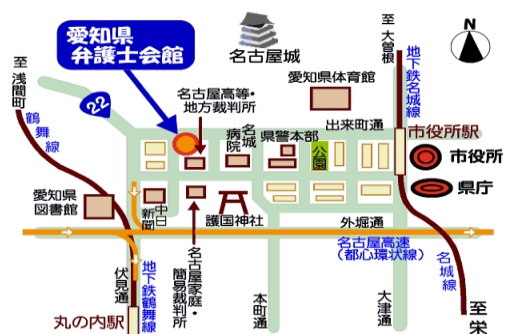
※お問い合わせ先：愛知県弁護士会

〒460-0001

名古屋市中区三の丸一丁目4番2号

電話：052-203-1651

FAX：052-204-1690



○「生物多様性に資する市町村条例の作り方」に関する学習会

（2月20日開催）に 出席します

ご氏名（ ） ご連絡先（ ）

※地方自治体の方は、所属自治体名をご記載ください⇒（ ）

◇ お手数ですが、平成30年2月13日（火）までに、愛知県弁護士会事務局第2課人権・法制係までFAXにてお届け下さい。（FAX：052-204-1690）